

## 森の力再生事業の適正な運用の徹底

令和 3 年度森の力再生事業において、所有者の意に反した伐採が行われ、補助金交付決定を取り消す事案が発生した。この事案を受け、事務手続き及び技術面について検討したので報告する。

- 1 事案の経緯（別紙 1 「令和 3 年度 森の力再生事業不適正事案の経緯」 P53～65）
- 2 森の力再生事業評価委員会での検討の経緯
  - (1) 森の力再生事業評価委員会における検討（別紙 2 「所有者の意に反した伐採に係る評価委員会での主な意見」 P67）
  - (2) 森の力再生事業評価委員会部会における検討（別紙 3 「森の力再生事業評価委員会部会における技術面の検討」 P69～70）
- 3 県の対応
  - (1) 事務手続きの検討（別紙 4 「森の力再生事業の事務手続きに係る県の対応」 P71～72）
    - ア 権利者の特定
      - (ア) 問題点
        - ・実質的な管理者のみを権利者として、共有者の了解を得なかった
      - (イ) 再発防止策
        - ・登記事項証明書による権利者の特定を徹底
        - ・委任状の様式を統一し、委任内容の不備を防止
    - イ 権利者に対する整備内容の説明
      - (ア) 問題点
        - ・権利者は、整備計画の具体的な内容を認識していなかった
      - (イ) 再発防止策
        - ・整備内容等確認書を新たに作成し、権利者と整備者の合意を確認
        - ・整備者が使用する説明資料を統一
  - (2) 技術面の検討（別紙 5 「森の力再生事業の技術面に係る県の対応」 P73）
    - ア 事業の基準
      - (ア) 問題点
        - ・針広混交林化を図る観点と災害リスクの観点から見て妥当な基準
      - (イ) 再発防止策
        - ・現行の基準を遵守し、地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等に配慮した伐採を徹底

#### イ 事業目的の発揮に向けた部会からの提案

- ・大きく伐採する場合は、樹高の2倍以上の伐採もできるような柔軟な対応を可能とし、県と相談して実施
- ・比較的小さく伐採する場合は、整備計画書に整備後の管理方針を記載
- ・針広混交林化が遅れている森林では、権利者に他事業による追加伐採を提案

#### 4 その他（所有者の意に反した伐採に関する県の見解）

##### (1) 事務手続き

##### ア 権利者の特定

実質的な管理者のみで事業を進めてよいとした当時の県の判断は、丁寧さを欠いたものであった。

##### イ 権利者に対する整備内容の説明

整備者と権利者の合意状況について、きめ細かく確認すべきであった。

##### (2) 技術面

県が提案した伐採手法は事業の範囲内であり、災害の発生に直接結びつかない。

(別紙2)

## 2-(1) 所有者の意に反した伐採に係る評価委員会での主な意見

(静岡県森の力再生事業評価委員会)

これまでの評価委員会（臨時：令和4年5月30日、第1回：令和4年8月9日、現地調査：令和4年10月24日）での主な意見は次のとおり。

### 1 権利者の特定

- ・管理と所有は別であり、共有者がある場合は、それぞれの承諾を得る必要がある。

### 2 整備内容の説明

- ・整備者と県は、事業目的や整備内容を権利者へしっかりと説明し、理解してもらう必要がある。
- ・伐採幅を図解していないので、権利者には理解しにくい。
- ・整備者にとって、権利者の意思を確認する新たな提出書類が煩雑になりすぎると申請が減るので留意してほしい。
- ・整備計画書は、実際に計画通りに行かないこともあるので、現場の判断で変更があることも権利者に説明してほしい。

### 3 その他

- ・説明のあった再発防止策で形式的にはよいが、運用面で実効性を高めることが重要なので、県と事業者でしっかりと共有をしていただきたい。

白紙

(別紙3)

## 2-(2) 森の力再生事業評価委員会部会における技術面の検討

(静岡県森の力再生事業評価委員会部会)

令和3年度森の力再生事業において、所有者の意に反した伐採が行われ、補助金交付決定を取り消す事案が発生した。

この事案を受け、森の力再生事業の伐採幅、伐採率の基準について、針広混交林化を図る観点と災害リスクの観点から再検討を行った。

### 1 部会員 (50音順)

浅見 佳世 委員 (常葉大学大学院環境防災研究科准教授)

小南 陽亮 委員 (静岡大学教育学部教授)

檜本 正明 委員 (静岡大学農学部准教授)

### 2 開催日

第1回 令和4年 7月 5日 (火) 10時～12時 (オンライン)

第2回 令和4年 7月 26日 (火) 10時～12時 (オンライン)

第3回 令和4年 10月 24日 (月) 10時～10時30分

第4回 令和5年 2月 9日 (木) 10時～11時40分 (オンライン)

### 3 検討結果

#### (1) 基準の評価

技術基準は、針広混交林化を図る観点から見ても、災害リスクの観点から見ても、**妥当な基準**である。

#### ア 針広混交林化を図る観点から見た基準

基準		意見
下限値	おおむね5m以上	○5m未満の伐採では、残存木の枝葉が成長することで、伐採後わずかな期間で林内が暗くなり、下層植生が衰退してしまうので、 <b>最低でも5mは必要</b> 。
上限値	残存林分の樹高のおおむね2倍未満	○樹高の2倍未満程度の伐採であれば、森林の水や土壌等の物理的環境が急変する可能性は低く、徐々に多様な植生が発生する。 ○地形や広葉樹の生育状況等から、大きく伐採することにより針広混交林へ誘導が可能な森林は、農林事務所と協議した上で、 <b>樹高の2倍以上の伐採もできるようにするなど、柔軟な対応を可能とすること</b> 。 ○大きく伐採する場合は、以下の点に留意する。 ・林内に広葉樹の幼木が存在する、近隣に種子供給源となる広葉樹林が存在するなど、伐採後に広葉樹が速やかに成長できる見込みがある森林であること ・広葉樹の成長状況をモニタリングし、獣害対策などの必要な管理を行うこと
伐採率	おおむね40%の本数を伐採	○下層植生を回復するためには、 <b>現行基準は必要最低限</b> ○荒廃森林を針広混交林へ誘導するためには、40%程度の伐採では足りないが、一度にこれ以上の割合の伐採を行うと、森林の水や土壌等の物理的な環境に影響を及ぼす可能性がある。

## イ 災害リスクの観点から見た基準

- ・これまでの知見や事例から判断すると、一般的に山地災害は、降水量、地形、地質等による影響が大きく、樹高の2倍未満程度の伐採は、災害の発生に直接結びつかない。
- ・森林内の土砂の移動、流出タイプは、「表面侵食」、「表層崩壊」、「深層崩壊」の3つに大きく分けられ、伐採が及ぼす影響はそれぞれ異なる。

表面侵食	降雨により表土が流出するものであり、 <b>大規模な土砂災害の発生の誘因となるものではない</b> 伐採面積が大きければ、表土の流出量は増加するが、下層植生の回復により抑制される
表層崩壊	樹木の根が分布する深さで発生する崩壊で、その発生の可能性は、伐根が土壌を押さえる力、傾斜、地形に起因するものであり、 <b>伐採幅に影響を受けない</b> 伐根は、伐採から5～10年後に腐朽し始め、20年程度でほぼ腐朽するが、残存木や自然発生する広葉樹の根が発達することで、土を押さえる力は回復する
深層崩壊	樹木の根が分布する深さよりも深い位置で発生する崩壊であり、降水量や地形、地質に起因し、 <b>樹木の状態や伐採は関係しない</b>

- ・大きく伐採する場合は、残存林分で風倒被害等が発生しないように、伐採区域の配置や大きさを設定することが必要である。

## (2) 事業の実施に当たっての提案

- ・伐採の大きさは、事業目的を速やかに発揮させる観点から、現場条件等を判断の上、樹高の2倍以上の伐採もできるような柔軟な対応を可能とすること。
- ・大きく伐採する場合は、防災面や獣害対策に配慮しながら進めること。
- ・比較的小さく伐採する場合は、追加伐採が必要となることを踏まえ、整備計画書で整備の意図を明確に示すこと。
- ・これまでに整備した森林のうち、針広混交林化が遅れている森林については、追加伐採を実施することで、針広混交林へ誘導していくことを検討すること。

(別紙4)

### 3-(1) 森の力再生事業の事務手続きに係る県の対応

(森林・林業局森林計画課)

令和3年度森の力再生事業において、所有者の意に反した伐採が行われ、補助金交付決定を取り消す事案が発生した。

この事案の問題点は、森林組合が「権利関係の委任状況を十分確認できていなかったこと」と「整備内容について、整備者と権利者が十分合意できていなかった」ことであったことから、再発防止策を徹底し、事業の一層の適正運用を図る。

#### 1 事案の概要

項目	令和2年度	令和3年度
権利者	所有者A（共有者：所有者B）	同左
整備者	森林組合	同左
整備内容	当初、令和3年度整備地を含む同一地番の森林（35.83ha）を整備する計画であったが、年度途中で、令和3年度整備地（4.80ha）を取り止め	当初、令和3年度整備地を含む同一地番の森林（29.82ha）を整備する計画であったが、年度途中で、令和3年度整備地以外（24.92ha）を取り止め

#### 2 問題点に対する再発防止策

##### (1) 権利者の特定

問題点	・財産である立木を伐採するにもかかわらず、実質的な管理者のみを権利者とみなし、共有者の了解を得なかった。
原因と分析	○この事案の問題は、「権利関係の委任状況を十分確認できていなかったこと」であった。 ○令和2年度補助事業 ・森林組合は、共有地であることを認識していたが、「所有者Aの管理範囲」であり、「所有者Aから森林経営の委託を受けた森林経営計画が認定されている」こと、「森林組合の理事である所有者Bを権利者とする」と、組合の理事会で審議しなければならず、時間的制約が生じる」ことから、所有者Aのみを権利者として申請したいと考えた。 ・県は、「共有地であるが、事業箇所の実質的な管理者は所有者Aであるので、森林組合の考え方で良い」と考えた。ただし、「所有者Bが共有地で森の力再生事業を実施することを知らないのは良くないので、管理範囲を分けていることを示す書類を作って両名から記名押印をもら

	<p>う」ように森林組合に依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、所有者 A 及び B が記名押印した管理範囲を分けている書類が、補助金交付申請書の添付資料として提出されたことから、両者は納得しており、実質的な管理者である所有者 A のみで事業を進めてよいと理解した。</li> <li>・経緯が明らかとなる中で、所有者 A 及び B は、森林組合から管理範囲を分けている書類と補助金交付申請書のかかわりについて説明を受けていなかったことが判明した。</li> <li>・当時の県の判断は、丁寧さを欠いたものであった。</li> </ul> <p>○令和 3 年度補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者 A と森林組合が、森林経営の委託契約を締結し、森林経営計画が市から認定されていたことから、認定書（写）及び森林経営委託契約書（写）をもって、所有者 A を権利者と確認した。</li> </ul>
再発防止策	<p>○令和 4 年 3 月 31 日に関係例規を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利者を森林経営委託契約書等により確認できる」とする運用を取り止め、登記事項証明書により特定する。</li> </ul> <p>○令和 4 年 10 月 20 日に関係例規を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書による権利者の特定を徹底する。</li> <li>・権利者と登記事項証明書に記載されている者が異なる場合、任意の様式の委任状が提出されていたが、委任内容の不備が生じることを防ぐため、様式を統一する。</li> </ul>

## (2) 権利者に対する整備内容の説明

問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者は、整備計画の具体的な内容を認識しておらず、整備手法について納得していない。</li> </ul>
原因と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事案の問題は、「整備内容について、整備者と所有者 A が十分合意できていなかったこと」であった。</li> <li>・令和 2 年度の整備と比べ、大きく異なった手法であり、森林組合が所有者 A に丁寧な説明を行ったのか、その上でしっかりと整備内容について合意できているのか等を、きめ細かく確認すべきであった。</li> </ul>
再発防止策	<p>○令和 4 年 10 月 20 日に関係例規を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者が整備者から整備内容等の説明を受け、理解したことを示す整備内容等確認書を新たに作成し、権利者と整備者の合意を確認する。</li> </ul> <p>○令和 5 年度事業から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者が事業目的や計画内容を確実に理解できるように、整備者が使用する説明資料を統一する。</li> </ul>



(別紙5)

### 3-(2) 森の力再生事業の技術面に係る県の対応

(森林・林業局森林計画課)

森の力再生事業評価委員会部会（以下「部会」という。）からの提案を受け、事業目的の発揮に向けた整備を推進する。

#### 1 事業の基準

技術基準は、針広混交林化を図る観点から見ても、災害リスクの観点から見ても、妥当な基準であることから、伐採幅及び伐採率の基準の遵守を徹底する。

#### 2 事業目的の発揮に向けた部会からの提案

部会の提案	対応
伐採幅については、事業目的を速やかに発揮させる観点から、現場条件等を判断の上、 <b>樹高の2倍以上の伐採もできるような柔軟な対応</b> を可能とすること	樹高の2倍以上の幅、大きさを含め、大きく伐採することを検討する場合は、地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等の状況に配慮することが必要であるため、整備計画書を作成する前に、県と相談することとする。県は、現地状況を確認し、整備計画の作成について助言する。
大きく伐採する場合は、 <b>防災面や獣害対策に配慮</b> しながら進めること	
比較的小さく伐採する場合は、 <b>追加伐採が必要となることを踏まえ、整備計画書で整備の意図を明確に示す</b> こと	将来の森林のイメージや整備目的について、整備者と権利者の理解を促し、整備計画書に事業による整備後の管理方針を記載するように指導する。
これまでに整備した森林のうち、 <b>針広混交林化が遅れている森林</b> については、 <b>追加伐採を実施</b> することで、針広混交林へ誘導していくことを検討すること	整備した森林のうち、針広混交林化が遅れている森林については、権利者に対して他の森林整備事業を活用した追加伐採を提案する。

白紙